

富谷町復興推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により作成しようとする復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）並びに同条第9項の規定により認定を受けた復興推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、富谷町復興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第2条第3項第3号に規定する復興推進事業（以下「復興特区支援貸付事業」という。）に関する復興推進計画の作成及び変更に関すること。
- (2) その他復興特区支援貸付事業に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ富谷町企画部長及び富谷町企画部産業振興課長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 構成員に事故あるときは、議長の了承を得て当該構成員の属する団体又は機関においてその職務を代理する者又は会長が指名する者が会議に出席することができる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、富谷町企画部産業振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体又は機関名
富谷町
宮城県
対象事業者
対象金融機関